

小山市立大谷中学校 P T A 規約

第 1 章 名称および事務局

第 1 条 本会は、大谷中学校 P T A という。

第 2 条 本会は、事務局を大谷中学校に置く。

第 2 章 目的および活動

第 3 条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校、および社会生活における生徒の成長と福祉増進を図ることを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

- (1) よい保護者、よい教職員となるように研修に努める。
- (2) 学校と家庭との緊密な連絡により、生徒の生活を指導する。
- (3) 教育効果をあげるため、相互の理解により生徒の生活環境をよくする。
- (4) その他、目的達成に必要な活動をする。

第 3 章 方 針

第 5 条 本会は、教育の振興を本旨とする「団体」として、次の方針に従って活動する。

- (1) 青少年教育、児童福祉関係の機関・団体と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよる活動や、もっぱら営利を目的とする行為をしない。
- (3) 学校の人事やその他管理に干渉したりする等、教育活動に迷惑をかけない。

第 4 章 会 員

第 6 条 本会員は、次のとおりとする。

- (1) 大谷中学校に在籍する生徒の保護者またはこれに代わる者。
- (2) 大谷中学校の校長、及び教職員。
- (3) 本会の趣旨に賛同する者。

第 7 条 本会の会員は、会費を納めるものとし、月額 230 円とする。

第 8 条 本会の会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第 5 章 経 費

第 9 条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第 10 条 本会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 11 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認されなければならない。

第 12 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 役 員

第 13 条 本会の役員（本部役員）は次のとおりとする。

会長 1 名 副会長 5 名 会計 2 名 会計監査 2 名 顧問

第 14 条 役員任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

第 15 条 役員選出は次の方法による。

- (1) 会長、副会長、会計及び会計監査は選考委員会において会員の中から選任し、総会の承認を得るものとする。
- (2) 選考委員会は会長、副会長、会計、会計監査、各支部代表理事をもって構成し、会長がその長を努める。
- (3) 顧問は役員会の推薦を受けおくことができ、会長が委嘱する。

第 16 条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
また、会長の指示に従って、会議の議事ならびに活動に関する記録をし、通信その他の書類を整理する。
- (3) 会計は、総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。
- (4) 会計監査はその年度内の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- (5) 顧問は、本会の運営について諮問することができる。

第 7 章 総 会

第 17 条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第 18 条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- (1) 定期総会は、4 月に開催し、年度計画、予算、前年度決算の審議および承認、年度会務の報告、役員選任、その他重要議案の審議を行う。ただし、不測の事態においては、この限りではない。

(2) 臨時総会は、運営委員会が必要と認めるとき、または会員の10分の1以上の要求があったとき開催する。

第19条 総会は、委任状を含めて会員の5分の1以上の出席をもって成立し、議決することができる。(委任状を認める。)

第20条 総会の議事は、出席者の過半数によって決める。

第8章 運営委員会・理事会

第21条 運営委員会は、会長、副会長、会計、会計監査、各委員長および校長・教頭をもって構成され、本会の企画、庶務、会計に関することを審議し、各委員会の連絡調整をはかる。

2 理事会は運営委員と各委員会の委員をもって構成し、各委員会活動の企画、立案並びに本会の重要事項について審議する。

第22条 運営委員会並びに理事会は、会長が必要と認めるとき、または構成員の4分の1以上の要求があったとき開催する。

第9章 委員会

第23条 本会の活動に必要な事項を推進するため次の委員会を置く。

(1) 成人委員会

- ① 会員相互の親和をはかり教養を高める。
- ② 講演会、映画会、教育研修会などを計画する。
- ③ 地域社会に対し、本会の教育的な諸活動に参加する機会を与える。

(2) 校外指導委員会

- ① 生徒の家庭生活、社会生活ならびに生徒の自主的集団生活の指導にあたる。
- ② 交通安全指導や対策について、他と協力して推進する。
- ③ 子ども会育成会の活動推進に協力する。

(3) 環境整備委員会

- ① 学校ならびに家庭の教育的環境の整備を図る。
- ② 学校緑化、施設設備の保全・維持に協力する。

(4) 広報委員会

- ① 情報を収集し活動の推進を図る。
- ② P T A新聞 (P T Aだより) の発行にあたる。

(5) 学年委員会

- ① 学級学年の会員相互の親和と教養を高める。
- ② 学級学年の教育的な環境整備および活動に協力して、生徒の福祉を図る。

第24条 各委員会の委員の選出は次の方法による。

(1) 各委員会の委員は各支部から選出された理事がこれにあたる。また、前項の各委員会に教職員が所属する。

(2) 各学年委員会の委員は互選により学級数×2名選出される。

第25条 各委員会の委員長・副委員長・(会計等)は委員の中から互選する。

第26条 校長・教頭は、学校管理ならびに教育上、各委員会に出席して意見を述べることができる。

第10章 改正

第27条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

第28条 この規約は、昭和54年 4月 1日から施行する。
昭和57年 4月 1日一部改正 (役員改選)
平成 3年 4月 26日一部改正 (会費変更)
平成 3年 5月 1日一部改正 (運営委員会・委員会)
平成 5年 4月 28日一部改正 (運営委員会・理事会)
平成12年 4月 25日一部改正 (役員・運営委員会・理事会)
平成16年 4月 21日一部改正 (各委員長選出方法)
平成18年 4月 19日一部改訂 (役員・委員会)
平成23年 4月 20日一部改訂 (役員)
平成27年 4月 22日一部改訂 (会費・役員・理事会・委員会)
令和 3年 4月 28日一部改訂 (総会・委員会)

大谷中学校PTA慶弔規定

第1条 本規定は、大谷中学校PTA会員・生徒等に慶弔のあった場合、金円及び記念品を贈りその意を表す。

第2条 本規定の、運営に必要な経費は、慶弔費・寄付金及びその他の収入をもって充てる。慶弔費は月額40円とする。

〈会 員〉

第3条 教職員が結婚した場合は、記念品代として5,000円と祝電を持って祝意を表す。

第4条 教職員および教職員の家族が死亡した場合、下記により弔意を表す。

(1) 本人の場合は、香料10,000円と生花一基を供え、代表者が会葬する。

(2) 配偶者及び実父母、子、同居の義父母の死亡に際しては、香料10,000円とし、代表者が会葬する。

第5条 教職員が疾病または負傷により、1か月以上入院した場合は、5,000円を贈り見舞いの意を表す。

第6条 会員（配偶者も含む）が死亡した場合、香料10,000円と生花一基を供え、代表者が会葬する。

第7条 生徒が死亡した場合、香料10,000円と生花一基を供え、代表者が会葬する。

第8条 生徒がまたは負傷により、1か月以上入院した場合は、5,000円を贈り見舞いの意を表す。

第9条 会員（教職員も含む）宅が災害（火災・風水害等）にあった場合は、本部役員が協議し、見舞いの意を表す。

第10条 教職員の転退職の場合、下記により記念品を贈り感謝の意を表す。

勤務の初年度3,000円とし、以後1年につき1,000円加算する。

なお、1年未満は、切り上げる。

第11条 会員・生徒の表彰については、表彰規定に基づき表彰し、その経費は慶弔費をもってこれに充てる。

第12条 上記のことについて、返礼を受けない。

〈附 則〉

第13条 この条項に規定すること以外の事態が生じた場合、運営委員会で協議して決める

第14条 この規定は、昭和56年 4月 1日から施行する。

昭和61年 4月 1日一部改正

平成 3年 4月 26日一部改正

平成 5年 4月 28日一部改正

平成 5年 4月 28日一部改正

平成15年 4月 25日一部改正

平成17年 4月 20日一部改正

平成27年 4月 22日一部改正

大谷中学校 P T A 表彰規定

学芸・運動等で活躍した生徒・教職員、本会に貢献した会員の表彰規定を定める。

〈表彰委員会〉

第1条 本会の表彰は、本規定に従い表彰委員会の審議を経て行う。

- (1) 表彰委員会は、必要に応じ、運営委員会の承認を得て、表彰する。
- (2) 会長が表彰委員会の委員長を務める。

〈生徒の表彰〉

第2条 次の各項に該当する生徒を学校の同意を得て、表彰することができる。

- (1) 学芸・運動面で次の成績を得た者。
 - ① 県大会・コンクールで最高位入賞。
 - ② 関東大会入賞。
 - ③ 全国大会出場。
- (2) 善行篤行等で県以上の団体で受賞した者。

〈教職員の表彰〉

第3条 教育上顕著な功績のあった者、及び学術・学体連等の大会・コンクールで生徒を入賞させた監督・自身が次の受賞をしたとき、記念品を贈り祝意を表す。

- (1) 県以上の団体から受賞したとき。
- (2) 県大会で最高位入賞。
- (3) 関東大会入賞。
- (4) 全国大会出場。

〈会員及び役員の表彰〉

第4条 本会の運営上、または教育活動で功績のあった会員・役員は下記により表彰することができる。

- (1) 役員・理事に記念品を贈る。ただし、運営委員・監事は1年以上、理事は続けて2年以上とする。
- (2) 会員が県以上の関係団体から受賞した場合、記念品を贈り祝意を表す。

〈その他〉

第5条 本会に特に貢献した者を表彰することができる。

〈経 費〉

第6条 本会の経費は、P T A 慶弔費をもってこれに充てる。

第7条 本規定は、昭和54年 4月 1日より施行する。

- | | | |
|-------|--------|---------------|
| 平成 3年 | 4月 26日 | 一部改正 |
| 平成 5年 | 4月 28日 | 一部改正 |
| 平成15年 | 4月 25日 | 一部改正 (表彰規定変更) |
| 平成27年 | 4月 22日 | 一部改正 |
| 平成30年 | 4月 25日 | 一部改正 |

小山市立大谷中学校後援会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、大谷中学校後援会と称し、事務局を同校内に置く。
第2条 本会は、大谷中学校の教育の充実発展を図ることを目的とする。

第2章 会 員

- 第3条 本会の会員は、PTA会員及び第2条の目的に賛同する者とする。

第3章 経 理

- 第4条 本会の経理は、会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
2 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
第5条 会費は月額500円とする。ただし賛助会員はこの限りにあらず。

第4章 役 員

- 第6条 本会は次の役員を置く。
会長は 1名（PTA会長兼務） 副会長 若干名
庶務 若干名 会計 2名 会計監査 2名
2 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
第7条 役員の任務は次のとおりとする。
(1) 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故のあるときには代行する。
(3) 庶務は、会議の議事及び活動の経過を記録し、そのた庶務連絡業務をつかさどる。
(4) 会計は、会計事務を処理する。
(5) 会計監査は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第5章 会 議

- 第8条 本会の会議は、総会および役員会とする。
2 役員会は、本会の重要事項を審議し、会員相互の連絡を図る。
第9条 定期総会は、毎年1回PTA総会のと看開催し、役員会・臨時総会は、必要のあるときに開催することができる。

第6章 附 則

- 第10条 本会には、役員名簿、会計簿、記録簿を備えるものとする。
第11条 本会則、昭和54年 4月 1日施行する。
昭和57年 4月 1日一部改正（役員数変更）
平成 3年 4月 26日一部改正（会費変更）
平成 3年 4月 28日一部改正（役員の任務）
平成15年 4月 25日一部改正（会費変更）
平成27年 4月 22日一部改正（役員、会議）

小山市立大谷中学校手をつなぐ親の会会則

第1章 名称および事務局

第1条 本会は、大谷中学校手をつなぐ親の会といい、事務局を同校内におく。

第2章 目的および活動

第2条 本会は、大谷中学校の障害児教育を支援するとともに本校心身障害児の福祉を図り、併せて会員の研修を行う。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 障害児教育に関する啓発活動
- (2) 心身障害児の教育及び福祉施設の拡充推進
- (3) 会員相互の研修と連絡
- (4) その他、目的達成に必要な事業

第3章 組織および会員

第4条 会員は、本校PTA会員並びに本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第4章 役員および職務

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名 庶務 若干名
監事 2名 会計 2名

- 2 会長は本会を代理し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 4 庶務は会長を補佐し、会務の立案及び執行にあたる。
- 5 監事は経理を監査する。
- 6 会計は会の経理にあたる。

第6条 会長、副会長は、役員会の推薦により総会にて承認する。

2 庶務の選出方法は別に定める。

3 会計・監事は会長が委嘱する。

第7条 役員の任期は1年とし再任を妨げない。欠員を生じた場合は補充し、任期は残任期間とする。

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は役員会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は会務について会長の諮問に答える。

第9条 本会の会務を処理するために、役員会の議決を経て、書記若干名を置くことができる。

第5章 会 議

第10条 総会は年1回開催し会務を決定する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

2 総会の成立は、会員の5分の1の出席を必要とし、議決は出席者の過半数の賛成を要する。

3 役員会は必要に応じて開催する。

第6章 会 計

第11条 本会の活動に関する経費は、会費及びその他の収入によって充てる。

第12条 本会の決算は監査を経て報告され、総会の承認を得なければならない。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第14条 本会の会費は月額30円とする。

第7章 附 則

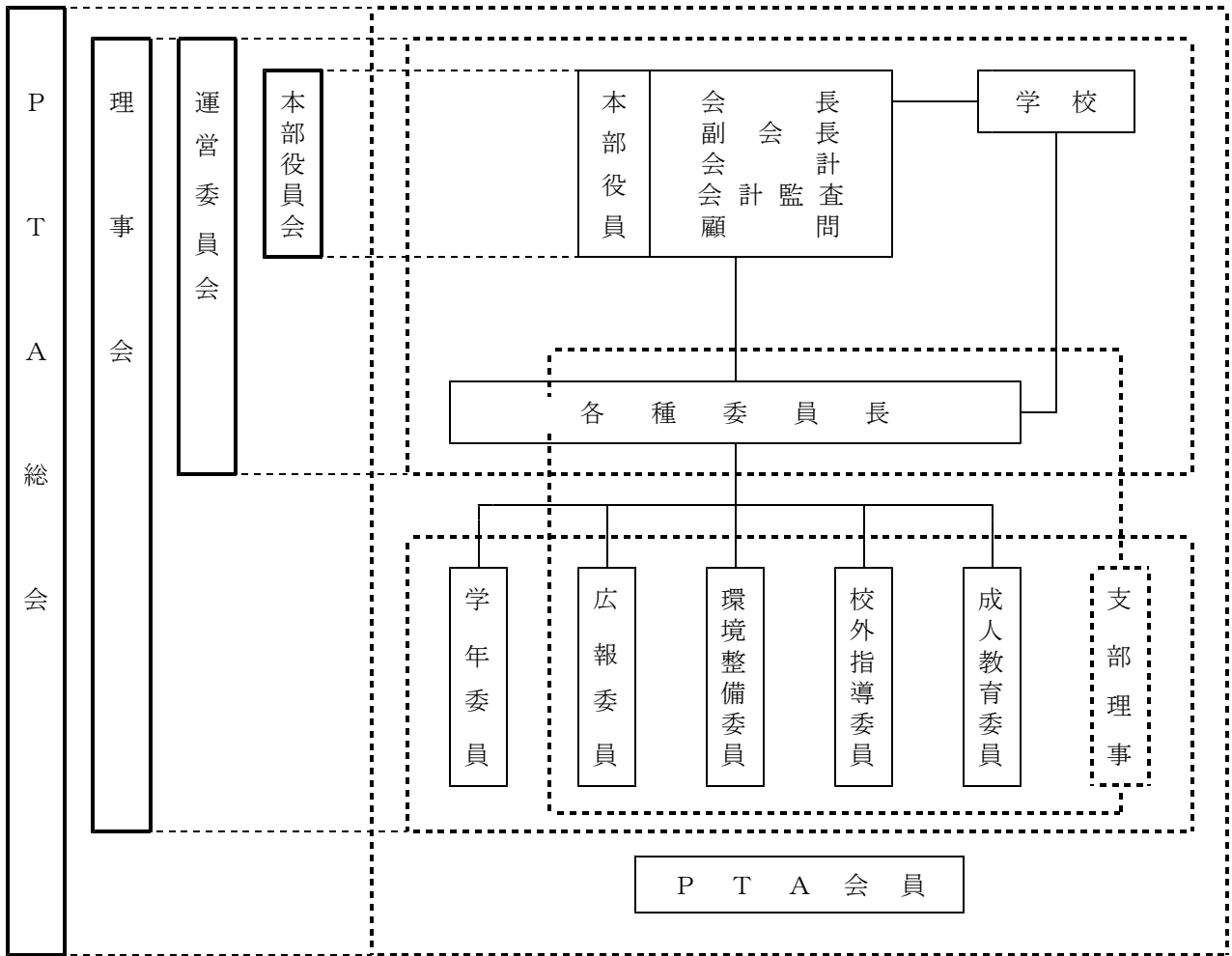
第15条 本会則の変更は総会において行う。

第16条 本会則、昭和54年 4月 1日から施行する。

昭和57年 4月 1日一部改正（役員数変更）

平成27年 4月22日一部改正（役員、会議）

小山市立大谷中学校 P T A 組織図



選考委員会
 会長、副会長、会計、会計監査、各支部代表理事をもって構成